

# 「都市計画道路用地の先行取得」のご案内

## 東京都都市整備局

### 1. 都市計画道路用地の先行取得とは

都市計画道路\*用地の先行取得とは、土地所有者からの申し出に応じて、都市計画道路用地を事業認可前から機動的に取得し、道路ネットワークの早期形成を目指すものです。

※都市計画法に基づき区域などが都市計画に定められている道路

### 2. 取得の対象

「東京における都市計画道路の整備方針」において第五次事業化計画に位置づけられた優先整備路線（東京都施行）\*の区域内の土地で、契約時にさら地となっているものです。

なお、申込みのあった土地に建築物がある場合、建築物除却補助金の交付を受けることができます。（詳しくは、「都市計画道路用地内の建築物除却補助金」のご案内を参照してください。

[https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/kotsu\\_butsuryu/doromou/keikaku\\_doro/keikaku\\_torikumi/senkou\\_shutoku](https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/kotsu_butsuryu/doromou/keikaku_doro/keikaku_torikumi/senkou_shutoku)

※今後 15 年間（令和 8 年度から令和 22 年度まで）で優先的に事業に着手する路線

### 3. 申込の方法

(1) 申込受付は、通年実施します。

（おおよその結果通知の時期、契約の時期は申込の際にご案内します。）

(2) 申込書類は郵送または窓口でお受けします。

#### 申込書類の提出先：

公益財団法人 東京都都市づくり公社 第一防災まちづくり事務所 防災まちづくり課

〔郵 送〕 〒151-0053 東京都渋谷区代々木 1 丁目 21-10 インターパーク代々木 6 階

### 4. 申込書類

①売却申込書 ②土地の登記事項証明書（全部事項証明書） ③公図の写し（2部）

④土地の全景写真 ⑤住民票 ⑥相続が発生している場合：相続人と被相続人の戸籍謄本

なお、この外に必要な書類を提出していただく場合があります。

### 5. 買収候補地の選定

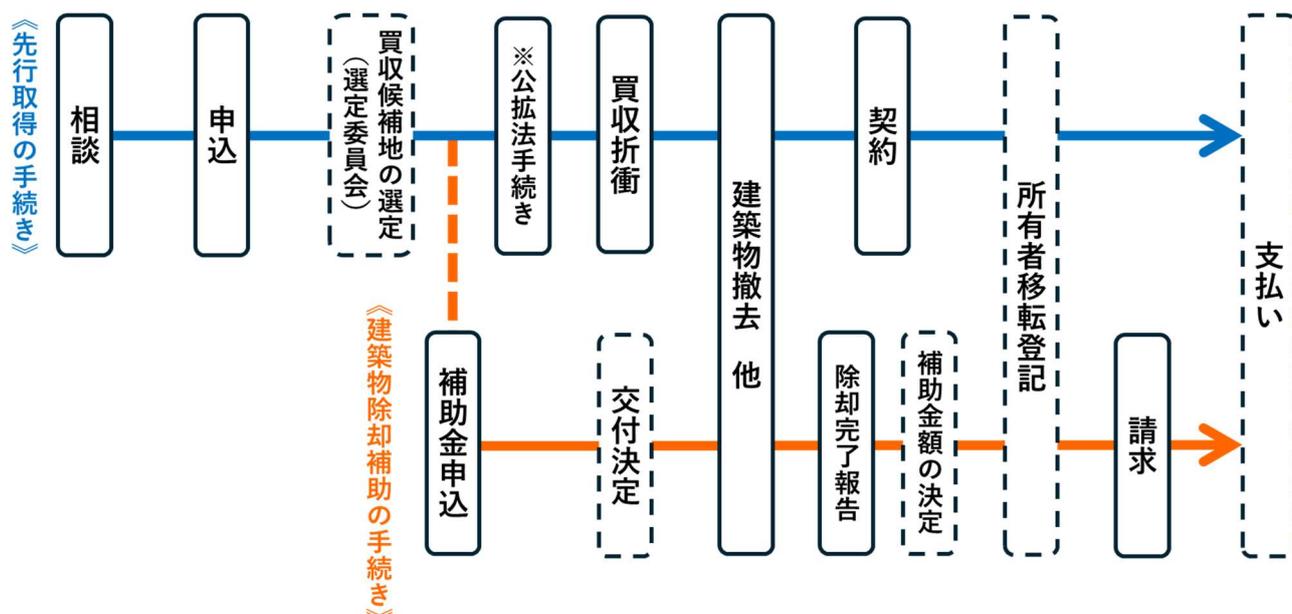
現地調査等を実施した後、都市計画道路先行取得用地選定委員会において、事業化予定等を踏まえ、買収候補地を選定することとなります。選定結果については、すべての申込者あてに郵送で通知します。

<裏面へ続く>



## 6. 相談から支払いまでの主な流れ

□ : 申込者    □ : 都



※買収の対象となる面積が 100 ㎡以上の場合、所定の手続きを行うことで 1,500 万円の税制控除が適用可能となります。  
(詳細は下記お問い合わせ先にご確認ください。)

## 7. 買収を行う土地の条件

買収候補地として選定された土地について、順次具体的な買収交渉に入ることとなります。東京都が、交渉に当たってお示しする条件等は、おおむね次の通りです

- (1) 土壌汚染：土地が重金属等の有害物質により汚染されていないことが必要です。  
(調査し、汚染が疑われる場合は、買収をお断りすることがあります。)
- (2) 測量：申込者立会いのうえ、実測した面積によります。  
なお、あらかじめ、隣地との境界を明確にし、隣接地主の承諾印がとれる状態にしておくことが必要です。
- (3) 評価：土地のみの価格とし、東京都の評価（契約時の時価）によるものとします。
- (4) 契約：抵当権等の抹消及び建物・工作物等の撤去が確認された後に契約となります。  
引渡しは「さら地」です。
- (5) 支払：土地代金は、所有権移転登記完了後、お支払いします。
- (6) 土地管理：土地の引渡し完了後は、閉鎖管理とします。  
(建築基準法上の道路扱いにはなりません。)

その他、契約に関する具体的な手続は、東京都の定めた方法によります。

### 【問い合わせ先】

公益財団法人 東京都都市づくり公社 第一防災まちづくり事務所

Tel 03-6300-4001 〒151-0053 東京都渋谷区代々木1丁目21-10 インターパーク代々木6階

●申請書類は東京都ホームページからもダウンロードできます。

🔍 東京都 先行取得

で

検索